

(地域主権一括法関連)

## (仮称)美濃加茂市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例案の概要について

### 1 条例の趣旨

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）」により介護保健法の一部が改正され、市の条例において指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定めることとなりました。

### 2 市で定めた基準

#### ①入所定員

- ・介護保健法で規定されている上限の「29人」とする。  
(第2条に規定)。

#### ②申請者の資格

- ・法が改正されるまでの基準と同様に、申請できる者は「法人」とします。  
(第3条に規定)。

### 3 施行日

平成25年4月1日（予定）

(仮称)美濃加茂市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例(案)

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の2第1項及び第4項第1号並びに第115条の12第2項第1号の規定に基づき指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定めるものとする。

(入所定員)

第2条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

(申請者の資格)

第3条 法第78条の2第4項第1号及び法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。